

令和6年度 山口県職員採用選考
 (山口県ドクタープール医師) 受験案内

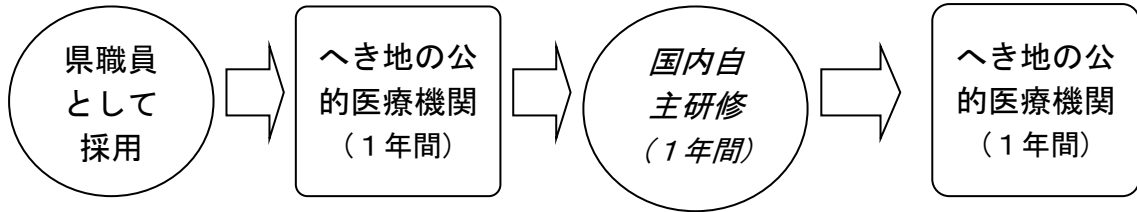
令和6年4月1日
 山口県
 健康福祉部医療政策課
 〒753-8501 山口市滝町1番1号
 ☎(083)933-2937

◆ 選考職種、採用予定人員及び職務内容

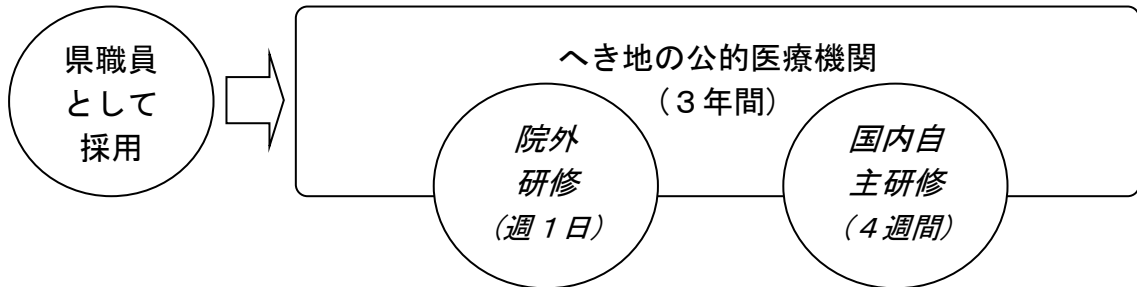
選考職種	採用予定人員	職務内容
医師	2人程度	県内へき地の公的医療機関等に勤務(常勤派遣)し、診療業務に従事します。また、勤務期間3年間のうち1年間は国内自主研修を行うことができます。

(勤務サイクル例)

【長期研修型】



【短期研修型】



◆ 受験資格

1 次の要件に該当するものが受験できます。

選考職種	受験資格
医師	<ul style="list-style-type: none"> 医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許を取得後5年を経過し、応募時点で満60歳以下の者 医師としての勤務に耐えられる健康な状態にある者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 日本の国籍を有しない者で、就労可能な在留資格を有しない者
- (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

◆ 受験手続

1 受験の申込み

次の書類を、山口県健康福祉部医療政策課医師確保対策班に、持参又は郵送により提出してください。

また、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず配達記録郵便等の確実な方法により送付してください。

- ① 山口県ドクタープール医師受験申込書(様式第1号)
- ② 志望理由書(様式第2号)
- ③ 医師免許証の写し

※ 連絡いただければ、申込書類一式を郵送します。

※ 山口県医療政策課のホームページ

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/ishikakuho/14366.html>)に様式を掲載していますので、ダウンロードしてA4判の白紙に黒色で印刷したものを使用することもできます。

2 受付

受 付 期 間
令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金) (令和6年12月28日(土)から令和7年1月5日(日)までの期間を除く)

※1 いずれも、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分に受付を行います。

※2 郵送の場合は、受付期間の末日までの消印のあるものに限りません。

3 その他

- ・ 提出書類は、合否に関わらず返却しません。
- ・ 合否判定理由の問い合わせには応じられません。

◆ 選考の日時及び場所

受験の申込みがあった都度、書類選考を行い、面接試験の日時を決定します。
場所は、山口市内で実施します。

◆ 選考の方法及び内容

- 1 書類選考：臨床経験、志望理由
- 2 面接：職務遂行に必要な見識、判断力、思考力並びに人物、人柄について個別面談

◆ 健康診断書の提出

所定の健康診断書によって身体検査を受け、指定期日までに提出してください。

◆ 合格者の発表

受験者全員に文書で通知します。（不合格者にも結果を通知します。）

◆ 合格してから採用まで

原則として、令和6年度内又は令和7年4月に採用するものとし、具体的な採用月日は、合格者と相談の上、決定します。

◆ 給与

派遣期間中の給与は、時間外手当等を除き、山口県の規程により給与を支給します。

1年間の国内自主研修中は、山口県の給与規程に基づき県から給与が支払われます。

（参考）国内自主研修中の給与について

給料月額は、平成31年4月医師免許取得者の場合、340,500円程度です。

このほか、初任給調整手当（309,200円程度）、扶養手当、地域手当（給料月額の16%程度）、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。（令和6年4月時点）

◆ 問い合わせ先

受験手続等については、山口県健康福祉部医療政策課へお問い合わせください。

[TEL 083-933-2937]